

# 医療タイムス

週刊医療界レポート

2015.2/23 No.2196

**特集 地域医療ビジョン策定の時代**

## 新たな医療提供体制で 病院経営を問う



### タイムスインタビュー

世界の健康のために  
日本発のイノベーションを

公益社団法人グローバルヘルス技術振興基金(GHIT Fund)  
CEO

スリングスピーエーB.T.氏

### タイムスレポート

東京医科歯科大学医学部附属病院  
ヘリポートを改修  
大型ヘリの受け入れが可能に

### Top News

地域医療ビジョン構想区域、柔軟に対応 ガイドライン検討委  
特養の経営状況、個室ユニット型が高水準に 福祉医療機構



喫緊の課題となった地域包括ケアの構築。最前線を担う多職種のスタッフに光を当てた。

## 認知症などの困難ケースで本人の権利を守る ケアマネジャーとの二人三脚で高齢者を支援

介護の複雑化が目立つようになってきた。認知症やおひとり様介護（独居）も多く、在宅ケアの背景にある生活の事情が困難なケースがある。そのとき介護のコーディネーターを担っているケアマネジャーでは対応しきれない。時間的な制約もあるし、個人の事情に深く立ち入れないことで、本人を支援し切れないケースは心配だ。

この課題は医療機関にとっても同様だ。退院支援をしていくとき、医療にできることには限界がある。

こうした困難ケースでは独立系の社会福祉士が成年後見人として支援している。認知症と診断されたとき、成年後見を申し立てることで医療や介護の費用支払いもスムーズになり、本人に必要なサービスを受けやすくなる。あんしんステージ法務・福祉事務所を開業している塩原匡浩氏もそうした専門職の1人だ。

ケアマネジャーは困難ケースについて連携している地域包括支援センターやおおた社会福祉士会などに相談。そこから紹介された塩原氏などの社会福祉士が成年後見人として認知症などの高齢者を支援している。

介助などの直接的なケアを行わない専門職という点でケアマネジャーと医療ソーシャルワーカー（SW）などと似ているが、成年後見人の支援内容は決定的に違う。「後見人は法定代理人だ。本人に代わってあらゆる契約行為をすることになるため、資産や権利関係などの全てについて把握する。そこまで深く本人のことを知った上で、権利擁護の活動をしている」

しかもそれは同じく家庭裁判所に登録し、成年後見となれる弁護士や司法書士などが行う財産管理に軸を置いた成年後見とは違い、地域の福祉資源と連携しながら支援していることが特徴だ。

「弁護士などは権利救済を目標としている。SWは本人の問題解決力や支援活用力を高めることを支援するとともに、サービス提供者を含めた関係者への啓発や支援を中心とする権利擁護だ」

こうしたSWの活動はアシステイプ・アドボガシーと呼ばれている。本人の代理人として介護施設への入所な



独立系社会福祉士／  
あんしんステージ法務・福祉事務所代表  
**塩原匡浩氏**  
(東京都大田区)

ども支援する。そのとき、家族の希望も配慮するケアマネジャーなどと意見が対立することもあるが、あくまで本人の権利の擁護をすることが役割だ。

「成年後見人は本人の法定代理人だ。成年後見で相続がスムーズにできると期待する人もいるが、家族を守るために制度ではない。本人の権利擁護にとって何が正しいか考えている。金銭も把握し、また医療同意を除く権利のほぼ全てが委ねられるのでとても責任が重い」

本人と家族の思いが一致しないことは多い。そのとき家族の思い通りに事を進めようと成年後見を申し立てるケースがあるけれど、それは全くの誤解だ。全ての成年後見人は家族の代理人ではないからだ。

塩原氏はおおた社会福祉士会の役員で、権利擁護チームリーダーとしても活動している。昨年11月には大田区や大田区社会福祉協議会との共催で区民を対象とした区民公開講座「成年後見制度って何ですか？」を開催した。募集定員を大幅に上回る170人が参加。その多くが自分のために成年後見を知りたいという人たちだった。

塩原氏は元々会社員を経て行政書士として独立。その後、高齢者支援に力を尽くしたいという志を持ち、成年後見人として裁判所に登録できる社会福祉士の国家資格を取得した。そのため遺産相続の遺言などのことも含めて高齢者の支援を行えている。

社会福祉士は地域包括支援センターや施設などに所属しているケースが多い。それが近年、成年後見のニーズが高まってきたこともあり、独立開業する人も各地で増えてきた。今後はケアマネジャーとの二人三脚で高齢者を支えていくようなケースも多くなきそうだ。